

第1回議会 町定

平成19年第1回南富良野町議会定例会が3月8日から16日まで開催され、河原代表監査委員から監査報告、町長からの行政報告1件、議会運営委員長および総務民教常任委員長、産業建設常任委員長より所管事務調査報告、行財政改革等検討特別委員長より調査報告、酒井年夫議員および伊藤健議員から、一般質問が行われました。

また、池部町長から平成19年度町政執行方針、森教育長から教育行政執行方針が述べられ、酒井年夫議員および伊藤健議員から、町政執行方針に対する質疑が行われました。

議案審議では、平成18年度各会計補正予算、平成19年度各会計予算、条例の制

特別養護老人ホーム建設に伴う補助金9億4,500万円を含む
平成19年度一般会計予算43億3,587万2千円
職員の給与水準平均4.8%引き下げ

定など町長提出議案29件、議員提出議案2件が審議に付された結果、それぞれ原案のとおり可決し閉会しました。

本定例会で審議された議案は次のとおりです。

条例の制定

◇人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況（職員の給与状況など）の公表について本条例が制定されました。

条例の改正

◇課設置条例
行政調整室を廃止し、6課体制とするよう本条例の一部が改正されました。

◇職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

職員の1週間の勤務時間を40時間とするよう本条例の一部が改正されました。

◇職員の給与に関する条例
国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、本条例の一部が改正されました。

条例の廃止

◇まちづくり研修基金条例
町民の研修活動を展開する資金として運用していた「まちづくり研修基金」について、今後は、まちづくり全般への財源として活用するため、本条例を廃止すること可決されました。

その他の議決

◇財産の無償貸付
旧金山中学校の校舎などを活用した「企業誘致によ

メートルについて、契約金額840万円で南富良野町森林組合へ処分するよう可決されました。

町長の行政報告

株式会社佐藤工務店の破産に伴う貸付町有地等の処理について

平成19年度各会計予算については、18ページからの予算のあらましをご覧ください。

◇上川教育研修センター組合規約
地方自治法の一部改正に伴い、特別職の名称を改めるよう原案のとおり可決されました。

◇財産の処分
素材木485・68立方

平成18年度各会計補正予算 (単位:千円)

	補正前の額	補正額	計
一般会計	3,860,975	59,099	3,801,876
国民健康保険事業特別会計	364,387	3,640	360,747
老人保健特別会計	399,853	1,618	398,235
介護保険特別会計	199,086	3,319	195,767
介護サービス事業特別会計	264,867	1,257	263,610
簡易水道事業特別会計	227,290	121	227,169
公共下水道事業特別会計	204,782	2,053	202,729

平成18年第4回町議会定例会における酒井年夫議員の一般質問「公務員の兼職について」に対する未回答部分の回答について

町管理職員の森林組合の理事就任は、地方公務員法の観点から「兼職違反」「職務専念義務違反」ではないかとの酒井議員の質問に対し、町長答弁では「調査し、速やかに回答する。」とした内容が2月27日付けで発行されました。「議会だより」(NO・54)に掲載され、町民の皆さんにも誤解が生じていると思いますが、調査の結果違反行為ではないことが明らかにされ、平成19年第1回町議会定例会後の議員協議会の中で、池部町長が次のとおり回答しましたので、その内容についてお知らせします。

回答内容
この回答につきましては、北海道町村会法務支援室に法的見解を求め、回答のありました内容に基づいてい

方公務員法第38条には抵触しておらず、違反ではありません。

次に、「職務に専念する義務違反ではないのか」についてありますが、職員が兼職のため地方公務員法第35条に規定する職務専念の義務を免除する場合には、町条例の規定「職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第3号に基づく職務専念義務の免除」または「年次有給休暇の取得」による方法がありますが、当該職員は休暇の取得により森林組合の会議に参加しているので法律上問題はなく、また、その休暇も数時間或いは半日程度のため、本来

まず、「職員が森林組合の理事を無報酬で兼務している」との質問への回答ですが、森林組合は森林組合法第4条により、「営利を目的とした団体ではない」と規定されており、また、職員は無報酬であることから、「営利企業等の役員を兼ねることおよび報酬を得ること」に該当しない限り禁止する」と規定されている地

また、当該職員が森林組合に携わっていないことについては、誤解による疑義を生じさせないよう更に配慮しているため、町としてはこのことよって職務の公正性が確保されていると判断しています。

以上のとおり、当該職員は地方公務員法の営利企業等の従事制限およびその他の法令に違反している事実はないと判断していることとあります。